


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>児童福祉法の一部改正に伴い、東大和市保育料徴収規則で引用している条文にずれが生じるため、東大和市保育料徴収規則の一部を以下のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第5条第2項中「第56条第10項」を「第56条第7項」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成27年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。